○近畿地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月八日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 路線名　二十五号

(二) 供用開始の区間　奈良県生駒郡斑鳩町龍田西四丁目一一二番三から同町龍田西四丁目一二〇番一まで

(三) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

(四) 供用開始の期日　平成二十七年十月八日

○近畿地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月八日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
奈良県生駒郡斑鳩町龍田西四丁目一一八一番一から同町龍田西四丁目一一八一番四まで	前	四二・三〇メートル	〇・〇四三キロメートル
	後	一九・五〇メートル	〇・〇四三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月八日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号及び百六十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
敦賀市堂五一号掘田一番五から同市堂五〇号二俣一番四まで	前	一〇・五五メートル	一四・二二キロメートル
	後	一〇・八五メートル	一四・二二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
近江八幡市西生来町字廻り戸一六二九番二から同市西生来町字大門三一九四番二まで	前	一二・〇八メートル	〇・〇三九キロメートル
	後	一二・〇八メートル	〇・〇三九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　鹿村謙太郎

記録部長参事齋藤育子海外出張不在中同部長事務代理を命ずる（十月五日）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はアメリカ合衆国及びジャマイカ国へ出張のところ十月二日帰朝した。

○外務大臣臨時代理解職

外務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　上川　陽子

国家公安委員会委員長小川惠里子（山谷えり子）帰朝につき国家公安委員会委員長事務代理を免ずる

同　上川　陽子

内閣府特命担当大臣小川惠里子（山谷えり子）帰朝につき内閣府特命担当大臣（防災担当）事務代理を免ずる

文部科学大臣　下村　博文

内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）　山口　俊一

科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく第十三回合同高級委員会日本政府側議長たる日本政府代表を命ずる

期間は平成二十七年十月二十日までとする（各通）

財務官　浅川　雅嗣

（国際局次長）財務事務官　吉田　正紀

（大臣官房審議官）同　岡村　健司

（在アメリカ合衆国日本国大使館公使）外務事務官　清水　茂夫

（日本銀行理事）　門間　一夫

（国際通貨基金理事）財務事務官　梶川　幹夫

（国際復興開発銀行理事）同　菅　正広

国際通貨基金第七十次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

国際復興開発銀行第七十次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

国際金融公社第五十九次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

国際開発協会第五十五次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十七年十月二十三日までとする（各通）

財務官　浅川　雅嗣

（国際局次長）財務事務官　吉田　正紀

（大臣官房審議官）同　岡村　健司

（国際復興開発銀行理事）同　菅　正広

多数国間投資保証機関第二十八次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十七年十月二十三日までとする（各通）

（最高検察庁検事）検事　深山　卓也

判事に任命する（以上十月二日）

（警察庁長官官房付）警視長　滝澤　依子

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（同）同　千野啓太郎

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上十月五日）

法務省

（最高検察庁公安部長）検事　上野　友慈

大阪地方検察庁検事正に配置換する

（静岡地方検察庁検事正）同　中川　清明

最高検察庁検事に配置換する

最高検察庁公安部長を命ずる

（高松高等検察庁次席検事兼法務総合研究所高松支所長）同　小尾　仁

静岡地方検察庁検事正に配置換する

法務総合研究所高松支所長の併任を解除する

（奈良地方検察庁検事正）同　山下　隆志

高松高等検察庁検事に配置換する

高松高等検察庁次席検事を命ずる

法務総合研究所高松支所長に併任する

（東京高等検察庁公判部長）同　秋山　実

奈良地方検察庁検事正に配置換する

（東京高等検察庁検事）同　白木　功

東京高等検察庁公判部長を命ずる

（東京地方裁判所判事）判事　小川　秀樹

検事一級（最高検察庁検事）に任命する

法務省民事局長に充てる